

熊本県環境影響評価条例施行規則の改正に係る県政パブリック・コメント手続きの結果及び県の考え方について

令和2年(2020年)3月25日

熊本県環境生活部環境局環境保全課

1 募集期間	令和2年(2020年)2月12日(水曜日)から令和2年(2020年)3月12日(木曜日)まで		
2 御意見の件数	10件(3団体)		
3 御意見の取扱い	反 映	: 寄せられたご意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの	0件
	一部反映	: ご意見の趣旨を踏まえ、内容に一部反映するもの	0件
	参 考	: 今後の取組の参考とさせていただくもの	1件
	補 足	: 寄せられたご意見について、補足説明を行ったもの	4件
	反映困難	: 寄せられたご意見について、反映することが困難なもの	6件
	既掲載	: ご意見の趣旨が既に計画(案)に掲載されているもの	0件
	その他	: 質問や感想、(案)以外へのご意見	0件

意見・提案概要	県の考え方	備考
「施行区域面積」という文言は現行施行規則に記載のない文言であるため、その具体的な考え方及び定義をお示しいただきたい。	「施行区域面積」とは、太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積のことで、太陽電池アレイやコンディショナー等の設備の他、調整池や残地森林等の敷地面積を含みます。	補足
面積の考え方について、規模要件が厳格化されること等を踏まえ、従来の考え方(造成面積)から変更する必要はないと考える。	太陽電池発電所の設置の工事の事業による景観問題等の環境影響は、敷地造成の規模ではなく、太陽電池アレイ等の面積に大きく起因することから、造成に係る土地の面積でなく、太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積を対象とします。	反映困難
国が出力を規模要件の指標としている中で、熊本県が面積を規模要件の指標とすることについて、合理的な説明が必要と考える。	太陽電池発電所の設置の工事の事業は太陽電池アレイや送配電線の設置等面的開発の性質が強いこと、また、中央環境審議会の「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について(答申)」(2019年4月)において、「法の規模要件と条例の規模要件の指標が異なっても、それが、相互に補完し合い、環境影響評価を実施すべき事案を確実に対象に含めることができることになることが期待される。」とあることを踏まえ、規模要件の指標を面積としています。	補足

意見・提案概要	県の考え方	備考
<p>公開されている熊本県環境影響評価条例施行規則検討委員会の資料を見ると、太陽電池発電事業の特異性として、「他の造成事業よりも、濁水や土砂流出が発生しやすい状況になるとともに、景観に大きなインパクトを与える」とある。</p> <p>しかしながら、林地開発許可を必要とする事業については当該許可制度に基づき適切な防災・排水設計の確認がなされており、また、「景観へのインパクト」についても、景観条例や自然公園法等によって景観への影響に係る評価及び指導等がなされる。</p> <p>これら既存制度において適切な対策等が検討される事業については、各事業を個別具体的に判断し、規模要件の緩和又は手続きの簡素化などの措置を設けるべきではないか。</p>	<p>熊本県環境影響評価条例第30条には、「知事は、…対象事業に係る免許、特許、許可、認可又は承認…の審査を行うに際し、評価書の内容等に基づいて、当該対象事業につき、事業者が環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。」とあることから、環境影響評価の結果を記した評価書は当該審査の判断材料として必要なものと考えます(環境影響評価法第33条にも類似した規定があります。)</p>	反映困難
<p>今回、太陽電池発電事業のみ新たな基準を設けるにあたり、他の事業との違いについて具体的かつ明確な根拠に基づいた影響を測ることは難しいと考えられるが、一定の公平性を確保するため、現行の地下水保全地域に適用されている基準(「造成に係る土地の面積の合計が 25 ヘクタール以上」)を全地域に適用することが適切ではないか。</p>	<p>太陽電池発電所の設置の工事業の特異性として、他の造成事業(宅地開発等)が実施しづらい山林にも事業進出しやすく、特に斜面地等勾配がある場所に太陽電池アレイが設置されることで、他の造成事業よりも、より土砂流出や濁水が発生しやすい状況になるとともに、景観に大きなインパクトを与えることから、規模要件を他の造成事業より小さく設定しています。</p> <p>なお、太陽電池発電所の設置の工事業による景観問題等の環境影響は、敷地造成の規模ではなく、太陽電池アレイ等の規模に大きく起因することから、造成に係る土地の面積でなく、太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積を対象とします。</p>	反映困難
<p>本改正案については現時点で経過措置期間が公表されていないことから、相当の経過措置期間を設けることが適切と考える。</p>	<p>現在、県内の太陽電池発電所の設置の事業については、「その他の造成事業」として熊本県環境影響評価条例の対象となっています。</p> <p>今回の規則改正により、規模要件がより小さくなるものの、太陽電池発電所の設置の工事業が熊本県環境影響評価条例の対象となることについては一定の周知が進んでいると考えますので、経過措置期間については6カ月程度を予定しています。</p>	補足

意見・提案概要	県の考え方	備考
<p>行政手続法第39条第2項には、パブリック・コメントの際に「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。」とされており、また、熊本県の「県政に係る意見提出手続実施要綱」第4にも「実施機関は、素案に関する最終的な意思決定(以下「決定」という。)を行う前に、その素案を公表し、県民の意見を求めなければならない。」とされている。本改正案のパブリック・コメントにおいては、条例施行規則の改正案が公表されていない。については、上記にも記載した通り本改正案について不明瞭な点があることから、施行規則改正案を公表したうえで、再度意見募集を行う必要があるのではないか。</p>	<p>今回のパブリック・コメント手続きは、熊本県環境影響評価条例の対象事業として太陽電池発電所の設置の工事の事業を追加することについて意見を求めるものであり、「県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要綱」に基づき、対象となる規模要件やその指標等改正内容(素案)について公表したうえで実施しています。</p>	<p>反映困難</p>
<p>「施工区域」(資料上の「施行区域」は誤記と思われる。)という文言は熊本県環境影響評価条例やその施行規則に規定がないものの、具体的な案が公示されていない。</p> <p>また、適用開始時期や経過措置の内容等についても一切触れていないことから、今回のパブリックコメントにおいて公表されている命令等の案は、改正案の根本ともいえる重要な用語の定義について何ら記載がないという点で、行政手続法第39条第2項の「具体的かつ明確な内容のもの」とは言えず、行政手続法の定める趣旨に合致しない。</p> <p>よって、現状の意見募集手続きには瑕疵があるので、適正な改正案を公示したうえで意見募集手続をやり直すべきである。</p>	<p>今回のパブリック・コメント手続きは、熊本県環境影響評価条例の対象事業として太陽電池発電所の設置の工事の事業を追加することについて意見を求めるものであり、「県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要綱」に基づき、対象となる規模要件やその指標等改正内容(素案)について公表したうえで実施しています。</p> <p>なお、「施行区域面積」とは、太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積として捉えています。その文言については、今回の御指摘を受け、規則の条文検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>	<p>反映困難 参考</p>

意見・提案概要	県の考え方	備考
<p>パブリック・コメント手続きにおいて、改正後の規則の予定施行日を公示することは、関係者の予測可能性を確保し、改正による法秩序の混乱を抑える役割があるが、今回公示されている「熊本県環境影響評価条例施行規則改正案」においては予定公布日及び予定施行日が記載されていない。</p> <p>また、同手続きでは、「関連資料」(命令等の案の趣旨・目的・背景および当該命令等によって生じることが予測される影響の程度・範囲等を明らかにする資料)について考慮された代替案を明らかにすることが有益とされているが、これらの資料も公示されていない。</p> <p>改正対象の規定の予定施行日及び予定施行日を設定するにあたっての「関連する資料」が存在するのであればそれらを公示の上、改めて県政パブリック・コメントを実施することを要望する。</p>	<p>現在、県内の太陽電池発電所の設置の事業については、「その他の造成事業」として熊本県環境影響評価条例の対象となっています。</p> <p>今回の規則改正により、規模要件がより小さくなるものの、太陽電池発電所の設置の工事の事業が熊本県環境影響評価条例の対象となることについては一定の周知が進んでいると考えますので、経過措置期間については6カ月程度を予定しています。</p> <p>なお、今回のパブリック・コメント手続きは、熊本県環境影響評価条例の対象事業として太陽電池発電所の設置の工事の事業を追加することについて意見を求めるものであり、「県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要綱」に基づき、対象となる規模要件やその指標等改正内容(素案)について公表したうえで実施しています。</p>	<p>補足 反映困難</p>

※重複する内容については、意見をまとめています。